

Ⅶ. 資料

町会運営関係資料

- ◇ 規約（作成例） 37～40ページ
- ◇ 事業計画書（事業報告書）（作成例） 41ページ
- ◇ 予算書（作成例） 42ページ
- ◇ 決算書（作成例） 43ページ
- ◇ 総会出席票・委任状（作成例） 43ページ
- ◇ 役員変更のお知らせ文（作成例） 44ページ
- ◇ 財産調書（作成例） 45ページ

町会加入関係資料

- ◇ 町会加入のご案内（作成例） 46ページ
- ◇ 新規転入者への挨拶状（作成例） 47ページ
- ◇ 町会加入申込書（作成例） 48ページ
- ◇ 転入者向け町会加入促進チラシ 49ページ
- ◇ 学生向け町会加入促進チラシ 50ページ

その他

- ◇ 松本市地域づくりセンター一覽 51ページ

◇ 規約(作成例)

○ ○ 町会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、○ ○ ○ という。

(区域)

第2条 この会は、松本市 ○ ○ のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

(主たる事務所の所在地)

第3条 この会は、主たる事務所を ○ ○ 市大字 ○ ○ × × 番地におく。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) ○ ○ の維持管理に関すること。
- (7) その他の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人及び団体(法人)は、すべてこの会の会員及び賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員及び賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人及び団体(法人)の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人及び団体(法人)に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 会費を ○ 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員及び賛助会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 ○ 名
- (3) 会計 ○ 名
- (4) 監事 ○ 名

(役員を選出)

第12条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の事務及び会計を監査する。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

(機能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 規約の制定改廃に関する事
- (4) 役員選任及び解任に関する事
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

4 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会において総会員の2分の1以上、役員会においては、役員会構成員現在の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第25条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議事事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(6) 別に定める財産目録記載の資産

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別に定める財産目録記載の資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後○箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員及び賛助会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員及び賛助会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要のある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(旧規約)

2 〇〇規約(旧規約の名称を記載)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めに関わらず、その任期は、平成〇年〇月〇日までとする。

4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

平成〇〇年度 〇〇町会事業計画書(事業報告書)

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

1. 総務部事業

- (1) 総会の開催 〇月〇日
- (2) 役員会の開催 毎月第〇 〇曜日

2. 環境衛生部事業

- (1) 町内一斉清掃 〇月〇日
- (2) 衛生・害虫駆除作業 〇月～〇月
- (3) ごみステーション周辺清掃 毎週〇曜日

3. 防犯・防災部事業

- (1) 街路灯(防犯灯)の新設と一部修理 新設〇か所、修理〇か所
- (2) 防犯パトロール 〇月〇日～〇日
- (3) 交通安全指導 〇月〇日～〇日

4. 体育部事業

- (1) 運動会の実施 〇月〇日

◇ 予算書 (作成例)

平成〇〇年度 予 算 書

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増 減	説 明
繰 越 金				前年度の繰越金
会 費				0000円×00世帯
寄 付 金				〇〇より0000円
雑 収 入				預金利息0000円
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

	科 目	本年度	前年度	増 減	説 明	
総 務 費	会 議 費				総会0000円、役員会0000円	
	通 信 運 搬 費				電話料0000円、郵便料0000円	
	事 務 消 耗 品 費				事務用品0000円	
	備 品 費				カメラ000円、机0000円	
	印 刷 費				印刷代0000円、写真代0000円	
	助 成 費				老人ク0000円、子ども会0000円	
	人 件				役員報酬 会長0000円、副会長0000円	
	公 民 館	水道光熱費				水道0000円、電気0000円、ガス0000円
		修 繕 費				〇〇修繕0000円
		火災保険料費				火災保険料0000円
事 業 費	防 犯 費				防犯灯0000か所×000円	
	体 育 振 興 費				運動会0000円	
	レクリエーション費				夏祭り0000円	
	予 備 費					
	合 計					

◇ 決算書 (作成例)

平成〇〇年度 決 算 書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増 減	説 明
予算書と同じ科目				
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増 減	説 明
予算書と同じ科目				
合 計				

◇ 総会出席票・委任状 (作成例)

出 席 票

平成〇年〇月〇日開催の第〇回〇〇町会通常総会に出席します。

住 所

氏 名

Ⓜ

(当日、本票を受付にご提出ください)

----- 切り取り線 -----

委 任 状

平成〇年〇月〇日開催の第〇回〇〇町会通常総会を欠席します。
 ついては、通常総会議決権を

代理人 _____ に委任いたします。

住 所

氏 名

Ⓜ

(委任状は、〇月〇日までに班長に提出してください)

◇ 役員変更のお知らせ文（作成例）

平成 年 月 日

関係各位

〇〇〇町内会
会長〇〇〇〇

〇〇町会役員（名称、連絡先等）の変更について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、〇〇町会の活動について、ご協力いただきありがとうございます。この度、当町会において役員（名称、連絡先等）が替わりましたので、以下のとおりお知らせします。

なお、ご不明な点などがありましたら、当町会役員までお知らせください。

記

1. 変更の内容

(1) 役員名

会 長 〇〇〇〇（旧 〇〇〇〇）

副会長 〇〇〇〇、〇〇〇〇（旧 〇〇〇〇、〇〇〇〇）

会 計 〇〇〇〇（旧 〇〇〇〇）

(2) 名 称

〇〇町会（旧 〇〇町会）

2. 変更年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 連絡先

松本市 〇〇丁目〇〇番〇〇号

◇ 財産調書 (作成例)

財 産 調 書

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金 普通預金 ○○銀行○○支店	
現金	
未収金 ○年度未収会費○名分	
前払金 前払保険料○年○月分	
流動資産合計	
2. 固定資産	
土地 ○○市○○番地 ○○㎡	
建物 ○○市○○番地 ○○㎡	
車両運搬具 普通自動車	
電話加入権 ○○○○-○○-○○○○	
固定資産合計	
資産合計	
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金 ○○銀行○○支店	
未払金 ○○	
前受金 利用者○月分負担金○名分	
預り金	
流動負債合計	
2. 固定負債	
長期借入金 ○○銀行○○支店	
固定負債合計	
負債合計	
正味財産	

◇ 町会加入のご案内(作成例)

〇〇町会に加入しましょう(ご案内)

平成00年00月

〇〇〇〇町会
会長 〇〇〇〇

わたしたちの町会では、居住している会員の皆さんが、自らの手で安心安全な住みよいまちづくりをめざして様々な活動に取り組んでいます。

ことわざにもあるように「遠くの親戚より、近くの…」とも言いますが、ご近所付き合いによる支え合いで、住んでいる地域を共に快適で暮らしやすい地域にしていきたいでしょう。

ぜひ町会にご加入をしていただきたくご案内します。

私たちの町会活動等の紹介と加入案内

● 安全安心のまちづくり

- 生活道路等への防犯灯の設置や、その電気代、補修などについて市の補助制度を利用し管理をしています。
- 防災と福祉のまちづくりとして、自主防災組織を設置、防災訓練を実施し、また市の補助を活用して資機材の整備し、災害等に備えています。
- いざというときのために、要援護者等登録制度を活用し、地域の助け合いやつながりをつくっています。
- 町内にある公園の草刈りや清掃を実施し、子どもが安心して遊べる環境を保全しています。

● 行政と住民とのパイプ役

- 身近な道路の補修等町会内の様々な問題等をまとめて行政に要望しています。
- 市広報や町会だより等の回覧・配布をしています。

● 快適な生活のために

- 家庭から出るごみの収集場所の清掃等管理や、ステーションの設置をしています。

● その他、会員相互の親睦や、文化活動として新年会、敬老会、運動会、各種講習会等を実施しています。

● 会費は、年額〇〇〇円です。なお、〇〇〇のため入会金〇〇〇円もいただいております。会費は、年度当初、入会金は入会時に組長が集金しています。

● 役員は、組毎に輪番制で組長を選出しています。

- 組長の仕事は、回覧板、市広報などの配布物の配布、会費の集金、毎月1回の役員会への参加です。

● 入会するには

町会長か、お近くの組長へご連絡をお願いいたします。また、入会に際し、町会の活動等について質問がありましたらお気軽に役員へご相談ください。

町会長 〇〇 〇〇 住所〇丁目〇番(〇〇商店隣) 電話12-1234

〇組組長 〇〇 〇〇 住所〇丁目〇番 電話23-2345

◇ 新規転入者への挨拶状(作成例)

平成 年 月 日

新規転入された皆さんへ

〇〇〇〇〇町会
会長 〇〇〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇町にご転入されたことに対し、〇〇町会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇町会は、現在、〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、〇〇町会規約をお届けしますので、ご一読ください。

下記のとおり諸連絡をするとともに、町会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、町会費(月〇〇〇円)は、転入の翌月からいただくことになっておりますので、念のため申し添えます。

記

● ごみ収集について

○ごみステーション

- 燃えるごみ 毎週〇曜日と〇曜日の〇時までに出してください。
- 燃えないごみ 毎月第〇、〇曜日の〇時までに出してください。

○資源ステーション

- びん・缶・ペットボトル 毎月第〇、〇曜日の〇時までに出してください。

詳しいゴミの分別方法はごみ出し表を確認ください。

● あなたの所属する班は _____ 班で、

班長さんは現在 _____ さん (TEL _____) です。

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して町会役員にお申し出ください。

◇ 町会加入申込書 (作成例)

町会加入申込書

この申込書にご記入のうえ、お住まいの町会役員にご提出ください。

平成 年 月 日

○ 町会名 (不明な場合は空欄で結構です)

.....

○ 世帯主氏名

(ふりがな)

.....

○ 住 所

松本市

.....

○ 電 話 (日中連絡可能な電話番号)

()

.....

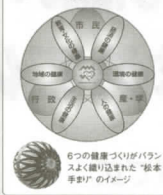
※加入申込書の取扱いについて

ご記入いただいた情報は、町会加入申し込み以外の目的に使用しません。

◆ 転入者向け町会加入促進チラシ

町会と松本市は 協働で地域づくりを 進めています

健康寿命延伸都市・松本
6つの健康づくり



「お互い様」の精神で支え合う地域づくり

松本市は、目指すべき将来都市像に「健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、6つの健康づくりを柱とする総合的なまちづくりを進めています。

地域づくりは、その土台として、住民同士が「お互い様」の精神でともに支え合い、20年、30年先も安全・安心していきいきと暮らし続けることができる地域コミュニティの再構築を進めています。
「超少子高齢型人口減少社会」が進化する中、高齢者の見守り、買物弱者支援、子どもの安全、快適な環境保全、防災や災害時の助け合いなど、地域で解決しなくてはならない「地域課題」は増大し複雑化しています。

松本市では、こうした地域課題の具体的な解決に向けて、町会と市が協働で地域づくりを進めています。

皆さんも地域の担い手の一員です

町会は身近な地域の自治組織です。その地域に住むみなさん自身が参加することで成り立っています。

しかし現状では、住民同士の人間関係の希薄化による地域や町会への無関心が増えています。そのため、町会の活動は人任せとなり、町会役員の負担は大きくなっています。町会は、地域生活全般に関わる活動に取り組み、みなさんの生活に深くかかわっています。みなさんも地域づくりを担う「地域の一員」として町会に加入し、よりよい地域づくりに積極的に参加しましょう。

加入についてお気軽にご相談を

町会は、「誰もが参加できる民主的な町会運営」を目指して活動しています。町会に加入することを不安に思ったり、疑問を感じた場合は、地域づくり課またはお近くの支所・出張所へお気軽にご相談ください。

お問い合わせ



松本市役所 市民環境部 地域づくり課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
TEL: 0263-34-3280 FAX: 0263-34-0400

いざという時
頼りになるのは
地域の絆!!

町会に加入しましょう!!



松本市・松本市町会連合会



町会では、様々な支え合いの取組みをしています

開かれた まちづくり

公開された総会、市の広報誌によるお知らせ、地域情報の回覧板・掲示板・ホームページによる周知など



住んでいる誰もが参加できる町会に「国際班」を組織し、町会活動や行事等についての通訳、回覧板情報の翻訳等、外国籍住民のサポートに取り組んでいます。【庄内地区】

健やかな まちづくり

生きがいつくり活動、介護予防教室、健康教室、ウォーキング事業 など



生活弱者を支えています「送迎車ボランティア」等による、病院の通院や買い物など生活弱者を支える取り組みをしています。【新村地区】

町会とは？

町会は、私達の生活をよりよくするため、様々な活動に自主的に取り組んでいる任意の自治組織です。

現在松本市には493の町会が存在し、それぞれが小学校区または旧村をエリアとする35の地区のいずれかに所属しています。

また、町会の中には「隣組」というさらに小さな単位のネットワークが存在し、安全で安心な地域づくりに取り組んでいます。

きれいで快適な まちづくり

花壇づくり、公園・道路の清掃、資源物回収、ゴミステーションの維持 など



豊かな環境づくりハナモモの植樹を行い地域の景観美化に取り組んでいます。【入山田地区】

ふれあいや絆のある まちづくり

夏まつり、運動会、文化祭、敬老会をはじめとする親睦イベントの開催など



若者から高齢者まで地区を挙げての松本山雅FCの応援を通し、年齢・世代・性別を超えた地域の絆づくりと地域の活性化に取り組んでいます。【神林地区】

安全・安心の まちづくり

交通安全運動、見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置、雪かき、防災訓練、避難訓練 など



高齢者を見守ります 要援護者台帳を作成し、高齢者の見守り活動に取り組んでいます。【城本地区】

防犯灯をご存知ですか？

私たちが歩いている夜道を明るく照らしている防犯灯は、町会が設置しています。設置費用や維持管理に必要な電気代等は町会費でまかなわれています。

町会加入のお願い

町会は若い力を求めています!!



みなさん、「町会」はなくてはならない組織です。

夜道を照らす防犯灯や日常のゴミを出すゴミステーションの管理などを行っている、町会は、みなさんの一番身近な地域になくてはならない自治組織です。そして学生のみなさんも、そんな「地域の一員」です。

町会活動のなかには、雪かきや防犯活動、住民同士の交流を深める行事への参加など、学生のみなさんの若い力を発揮していただく機会がたくさんあります。

また、「遠くの親戚よりも近くの他人」と言われるように、災害発生時など“もしも”のときも、ご近所の人達の力が頼りになります。

ぜひ町会に加入し、地域のみなさんと一緒にまちづくりに参加しましょう。

町会は、生活を維持するための活動に取り組んでいます。

安全・安心のまちづくり

交通安全運動、防犯パトロール、防犯灯の設置、雪かき、防災訓練、避難訓練など



開かれたまちづくり

公開された総会、地域情報の回覧板・掲示板による周知など



ふれあいや絆のあるまちづくり

夏まつり、運動会、文化祭、敬老会をはじめとする親睦イベントの開催など



きれいで快適なまちづくり

花壇づくり、公園・道路の清掃、資源物回収、ゴミステーションの維持など



アルフちゃん

《先輩からのひとこと》

- 雪かきで困っているお年寄りのお手伝いをした時、「助かった。また来てほしい」「学生との交流が楽しみ」といった声が聞けてよかったです。
- 夏まつりや文化祭などに参加した時、地域との交流を深めるきっかけや、サークル活動の発表の場にもなり、それにより私たちの事を理解していただき信頼関係が築けてよかったです。

町会に加入するには

- お近くの町会役員やご近所さん、大家さん、住宅の管理会社などにお問い合わせください。
- 町会役員の連絡先がわからない方は、市役所地域づくり課までお問い合わせください。

電話 0263-34-3280 FAX 0263-34-0400